

成年後見利用促進に関連した質問回答

1 平成31年度の市長申立件数

高齢：70件 知的：7件 精神：8件

2 H29~H31年度までの各区ごとの市長申立件数（別紙1のとおり）

※年度は各年4月~翌年3月までのことです。

3 市長申立を担当する部署

(1) 市長申立の事務分担

根拠法令	事務担当部署	申立者
老人福祉法第32条	区役所福祉課高齢福祉係 支所区民福祉課福祉係	各区社会福祉事務 務所長
知的障害者福祉法第28条	区役所福祉課障害福祉係 支所区民福祉課福祉係	
精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第51条の11の2	保健センター保健予防課	名古屋市長

(2) 申立の担当区

原則、本人の住民票のある区が事務を行います、住民票所在地と居住地が異なる等の事業がある場合は、措置を行った区、生活保護の実施責任のある区、援護の実施者である区、途中まで関わっていた区等、本人の状況をよく把握している区で行うこととしています。

市外に住民票があり、名古屋市内に入院・入所している場合は、原則、住民票所在地の市町村が申立を行うこととなります。

4 市長申立の実務にかかる事務分担

区役所・支所・保健センター	成年後見あんしんセンター
<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び親族の戸籍の取得 ・本人情報シートの取得 ・診断書の取得 ・登記されていないことの証明書取得 ・収入・資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・区が取得した戸籍に基づき、親族関係図の作成、親族へ意向調査 ・区が収集した情報に基づき、申立書（申立の趣旨・同意行為目録・代理行為目録・財産目録・本人収支表）の作成 ・後見人等候補者の推薦依頼

※いずれも常勤の職員が対応

5 民生委員が把握した自宅でひとりで亡くなられた高齢者数（別紙2のとおり）

6 民生委員数（別紙2のとおり）

※各区の担当部署は福祉部民生子ども課です。

成年後見制度市長申立て件数(区別)

区	平成29年度				平成30年度				令和元年度				
	高齢	知的	精神	合計	高齢	知的	精神	合計	高齢	知的	精神	合計	
千種	4	2		6	2	1		3	8		1	9	
東	4			4	2			2	2			2	
北	本区	9		2	11	4	4	1	9	9		1	10
	楠	3			3	1			1	2	1		3
西	本区	6		1	7	3		1	4	2		1	3
	山田	3			3					1	1		2
中村	6	1		7	4			4	3		2	5	
中	4			4	2		1	3	3		1	4	
昭和	4			4	10	1		11	10			10	
瑞穂	1			1	3		1	4	6			6	
熱田	4			4	1		1	2					
中川	本区	5	1	2	8	2	1	1	4				
	富田		1		1		2		2	1		1	
港	本区					4			4	5		5	
	南陽	1	1		2	1			1	1	1	2	
南	3	1	2	6	4			4	2	1		3	
守山	本区	4	1	1	6	6			6	3		3	
	志段味										2	2	
緑	本区	2		1	3	4	2		6		1	1	
	徳重	4	1		5	3			3	1		1	
名東	4			4	3	1		4	5		2	7	
天白	9	1		10	5		2	7	6			6	
合計	80	10	9	99	64	12	8	84	70	7	8	85	

民生委員が把握した自宅でひとりりで亡くなった高齢者数

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	計
29年度	26	8	28	22	38	1	12	35	7	21	26	23	13	14	22	13	309
30年度	50	6	37	33	40	1	18	14	8	18	22	27	18	13	25	20	350
元年度	25	5	36	23	41	4	13	14	9	20	22	28	0	30	19	11	300

民生委員数 (令和2年8月1日現在)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	計
2年度	268	137	290	243	264	113	186	201	108	346	249	237	230	324	253	268	3,717